

ひたちなか市立三反田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項）

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校ではこの重い事実を受け止め、以下の基本理念のもと、いじめ防止等に取り組む。

- ・いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害する、人として決して許されない行為である。
- ・いじめられている児童を最後まで守り抜く。

これらの理念を深く共有し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、そして早期解消に向けて、学校、家庭、地域、その他の関係機関が一体となって取り組むことで、安全で安心な「魅力ある学校づくり」を推進する。

2 いじめ防止等に取り組む組織

いじめ問題にあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ問題対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

○ いじめ問題対策委員会

【役割】

- ・いじめを未然に防止するための取組や具体的な年間計画を作成する。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめに関する情報の収集・記録・共有を行う。
- ・いじめ防止のための指導や対応方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童又は保護者に対する支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を行う。
- ・いじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

【構成員】

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、（スクールカウンセラー）を基本とし、状況に応じて学級担任や他の職員を追加するなど柔軟なメンバーとする。

【関係する校内委員会との連携】

- ・いじめ防止等の取組の実施にあたっては、生徒支援部や教育相談部、特別支援教育部、人権教育部等の校内組織と役割分担し、連携して取り組む。

3 いじめ防止等の具体的な取組

（１） いじめの未然防止

「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである」という共通認識のもと、すべての児童を対象に「いじめに向かわせない」、「いじめが起こらない」学級や学校づくりを推進し、全ての児童を対象としたいじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、学校教育活動全体を通して、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるとともに、児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加するとともに、一人一人が活躍できる「魅力ある学校づくり」を進めていく。

- 分かる授業づくりを進めるとともに、授業規律の確立を進める。
 - ・授業の中で、児童が互いにかかわり合い、学び合う活動場면을工夫し、全ての児童が参加し、活躍できる場面をつくることで、授業中のストレスを高めないようにする。
 - ・職員研修や相互授業参観等を通して、意見交換を活発にし、分かる授業、児童が主体的に参加・活躍できる授業づくりを進める。
 - ・さらに、授業規律（正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）の確立を進める。
- 学級活動や学年・学校行事を通して、「居場所づくり」、「絆づくり」に努める。
 - ・児童会活動や学級活動、学年・学校行事における主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、お互いを大切に思い、支え合い助け合う仲間づくりに努める。
 - ・多くの人とふれあうことができる豊かな体験活動を計画し、人間関係が円滑に行われるようにする。
- 児童会を中心に「三反田小笑顔プロジェクト」を推進する。
 - ・市いじめ撲滅のための共同宣言「なくそういじめ 咲かせよう笑顔の花 思いやりの種を育てよう」を校内で広めるために、児童会が中心となり「笑顔が広がる」取組を考え、自発的・自治的に活動する。
- 道徳教育や人権教育の充実を図り、豊かな心を育てる。
 - ・道徳教育を通して、人間としての「思いやり」や「やさしさ」等に触れることで、自分自身の生活や行動を省み、道徳的心情を高め、いじめの抑制につなげる。

- ・教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育み、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

○ 地域や家庭との連携を図る。

- ・いじめの未然防止の取組について、学校だよりやホームページ等による広報活動を積極的に行うことにより、開かれた学校づくりに努める。
- ・児童のボランティア活動（地域行事への参加等）、職業体験、福祉体験等の活動を行い、地域の方と交流を深める機会を設け、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的な対応をするため児童及び保護者に対して、県などのメディア指導員を活用し、インターネットの利便性や危険性の理解についての講習会を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めるとともに、児童が示す小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、児童に関わる全ての教職員の間で情報共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

○ 早期発見の手立て

【日々の観察】

- ・日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、『児童がいるところには、教職員がいる』ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。

【教育相談】

- ・教師と児童のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・児童が悩みやいじめ等について「いつでも、どの教師とでも」相談できる体制づくりを行う。
- ・「三反田小そうだんしつ」をホームページにのせ、児童の悩みの早期発見・解決・支援につなげる。
- ・全校児童を対象に定期的に二者面談等の教育相談を行ったり、相談ポストを設けたりする。

【生活（いじめ実態調査）アンケート】

- ・生活（いじめ実態調査）アンケートを月に1回以上実施する。
- ・いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

【保護者との信頼関係の構築】

- ・日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡することを心がけ、保護者がいじめに気付いたときに、即座に学校へ連絡できるよう、保護者との信頼関係を築くことに努める。

(3) いじめへの対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に支援する。

○ いじめ発見時の対応

ア いじめの兆候を発見した教職員は、その時に、その場で、いじめをやめさせるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。併せて、学級担任、生徒指導主事に連絡し、迅速かつ組織的に事実確認を行い、ただちに管理職に報告する。なお、事実確認の際は、複数の教職員で対応することとし、「いじめ問題対策委員会」の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

イ 様々な情報やアンケート結果等をもとに、いじめの兆候または疑いがある場合は、集まることができるメンバーで速やかに「いじめ問題対策委員会」を開き、対応方針の確認を行う。

○ いじめが起きた場合の対応

ア 「いじめ問題対策委員会」を中心に対処方針を決定し、以下の対応を迅速かつ組織的に行う。

- ・いじめを受けた児童に対する支援並びにその保護者に対する情報提供と支援。
- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する支援。
- ・周囲の児童を含めた全体の問題として捉え対処する。

イ いじめ問題が指導上困難である場合には、ひたちなか市教育委員会と連携を図り、「いじめ・不登校相談センター」所属の教育相談員、警察や児童相談所等の関係機関と連携する等、より適切な対策を講ずる。

ウ インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、警察のサイバー対策室や関係機関等の協力や援助を求める。

エ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするため、必要な措置を講じる。就学指定校の変更や区域外就学等を希望する場合には、市教育委員会と連携して弾力的に対応する。

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時には、ひたちなか市教育委員会と連携のうえ、学校と警察との連絡制度に基づき適切に対応する。

○ いじめの解消後の継続的な対応

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」することはできない。いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、面談等で児童本人、保護者に確認する。

- ・教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校づくりへの取組を強化する。

(4) いじめ重大事態への対応

○重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態

○重大事態が発生した場合には、その旨をひたちなか市教育委員会に報告（法第30条第1項）するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省・令和6年8月改訂版）「いじめの重大事態対応マニュアル」（茨城県教育委員会 平成31年1月）等に基づいた対応をする。

4 いじめ対応に係る学校ガバナンスの徹底

いじめ対応においては、学校として組織的・計画的に対応することが不可欠である。迅速性、透明性、正確性を確保するため、以下の8項目を徹底する。

【いじめ対応に係るガバナンスのチェックリスト8項目】

- ☐ (1) いじめの発生を把握したら、速やかに管理職等と共有した上で、保護者へ報告する。
- ☐ (2) アンケートへの記載があった際、漏れなく速やかに校長まで報告し、その上で保護者へ報告する。
- ☐ (3) 休日・出張等のスケジュール感をもって、チームで機動的に事実確認等の対応を行う。
- ☐ (4) 謝罪をもって解決と判断せず、被害の認否確認と解決までのフローを着実に行う。
- ☐ (5) 生徒指導部委員会において、被害者の立場に立ち、法令に基づいた責任ある認知を行う。
- ☐ (6) 欠席日数の増加に至るまで放置せず、問題が小さい時点で解決に注力する。
- ☐ (7) 担任等の個人に任せず、校長が対応策を指示し、チームで対応する。
- ☐ (8) 学校を挙げて、人権意識に基づき、ガバナンスを強化する。